

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会(第2回)

●開催年月日 平成31年2月19日(火)

●場 所 江南市役所 3階 第3委員会室

●出席者 出席委員 11名

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 会 長   | 伊 藤 鶴 吉           |
| 副 会 長 | 多和田 武 司(代理 名倉 尚之) |
| 委 員   | 景 山 豊             |
| 委 員   | 藤 井 勝 利           |
| 委 員   | 中 谷 久美子           |
| 委 員   | 仙 田 桂             |
| 委 員   | 滝 哲 治             |
| 委 員   | 吉 野 薫             |
| 委 員   | 倉 橋 義 一           |
| 委 員   | 滝 保 子             |
| 委 員   | 郷 原 実智雄           |

欠席委員 3名

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 石 原 香 蔵 |
| 委 員 | 西 部 茂 夫 |
| 委 員 | 菱 田 幹 生 |

説明のため出席した職員

|           |         |
|-----------|---------|
| 教 育 長     | 村 良 弘   |
| こども政策課長   | 鶉 飼 篤 市 |
| こども政策課副主幹 | 長谷川 崇   |
| こども政策課副主幹 | 石 田 哲 也 |

事務職員 こども政策課主事 大 橋 潤 一

傍聴人 0人

## 議題

- (1) 平成 31 年度放課後子ども教室推進事業計画（案）について  
（資料 1）P. 1
- (2) 平成 31 年度放課後児童健全育成事業計画（案）について  
（資料 2）P. 2
- (3) 平成 31 年度放課後子ども総合プラン事業計画（案）について  
（資料 3）PP. 3～4
- (4) 放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）の新規開室について  
（資料 4）P. 5

午後 2 時 00 分 開 会

1. 教育長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議題

- (1) 平成 31 年度放課後子ども教室推進事業計画（案）について  
（資料 1）P. 1

事務局より説明

質疑

委員 昨年の猛暑を踏まえ、来年度はプール開放の時間を 2 部制から 1 部制に変更したいと考えている。放課後子ども教室の児童は、第 2 部の 9 時半からプールを利用していたが、1 部制への時間変更となると、児童が持参した弁当の保管場所や出席確認の方法を検討する必要がある。放課後子ども教室の開室時間を、1 部制の開始時間に合わせて早めることは可能か。

事務局 放課後子ども教室は、9 時半からの開室という中で安全管理員の勤務条件が定まっていますので、現状において早めることは困難です。学校で弁当の保管場所を確保していただき、プール終了後に安全管理員が迎えに行き、教室へ戻るということであれば可能と考えます。

委員 学童保育と同様に、放課後子ども教室の安全管理員の方にもプール開始時に出席確認だけでもしてもらうことは可能か。

教育長 安全管理員の勤務時間は決まっており、予算範囲内の賃金で実施

する必要があります。それを変更することは現状難しいため、学校側が児童にプール遊びを提供できる体制を考えていただきたい。1部制にすることで、放課後子ども教室の児童が参加できないことになるのであれば、できる範囲で工夫を凝らしていただきたい。

事務局 プール開放日の教室運営については、各学校と協議を図ります。

会長 放課後子ども教室は、弁当持参で参加する場合もあるのか。

事務局 夏休み期間において一日参加する児童は、弁当持参となります。

会長 夏休み期間中は非常に暑く、食中毒が心配だという先生の意見も踏まえて、学校と事務局で協議していただきたい。

委員 来年度から草井小学校において放課後子ども教室を開室とあるが、未実施の古知野北・布袋北小学校についても開室予定はあるのか。

事務局 放課後子ども教室は、市内全小学校での開室を目指しています。年度当初に、余裕教室の状況と今後の児童推計について調査を実施しました。その中で草井小学校につきましては、低学年用図書室を活用させていただくことで実施が可能となりました。未実施の2校については、今後も継続して調査を実施し、事業の趣旨にある学校施設の活用を前提とした中で実施に向けた検討をしていきたいと考えています。

教育長 補足させていただきますと、基本的には全小学校で実施していく方向ですが、学級増減の関係を考慮した上で、余裕教室が確保できるかを検討していきたいと考えています。草井小学校については、来年度1学級増となりますが、以前から当運営委員会の委員からも余裕教室についてご意見をいただいておりますことから、学校と協議を重ねた結果、低学年用図書室を活用できる運びとなりました。古知野北・布袋北小学校についても同様に協議を行いました。現状では余裕教室がなく、現段階での開室は難しい状況にあります。

## (2) 平成31年度放課後児童健全育成事業計画(案)について

(資料2) P.2

事務局より説明

質疑

委員 古知野北小学校区の学童保育は、古知野北部地区学習等供用施設

で通年実施しているのか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 以前広報誌で、「古知野北小学校の学童保育はほとんど外遊びができない」という記事を見たが、「古知野北部地区学習等供用施設で実施しているので、遊び場がない」という意味でよいか。

教育長 お見込みのとおりです。古知野北部地区学習等供用施設には大々的に運動のできるスペースがありません。学校施設を利用する場合、横断歩道や信号を越えていかななくてはならないので、学校の中に学童保育所があれば、非常に便利だという声もあります。

委員 古知野北部地区学習等供用施設の夏休み期間中の対応として、通常の学童室以外の部屋を使用した経緯はあったか。

事務局 今年度の夏休みは、2階の集会室の空いている時間帯を利用させていただきました。後ほど説明させていただきますが、31年度も同様に、夏休み期間中は児童の数が増えるため、2階の学習室を日々使用するための調整をしています。ほぼ毎週利用されるサークルが4団体ありましたが、話し合いの結果、ご理解いただいております。

教育長 学習等供用施設は生涯学習が目的の施設となりますので、学童保育が全て使用することはできません。利用者の方々にご理解いただき、了解を得た中で実施していきたいと考えています。

委員 学童保育と放課後子ども教室に従事する職員の資格要件や、配置人員について教えていただきたい。

事務局 学童保育は、教員免許・保育士資格などが基礎資格となり、その資格を有した上で県の研修を受講していただく必要があります。また、基礎資格をお持ちでない方は、一定期間学童保育に従事していただくことで基礎資格を取得できるため、実務経験後に県の研修を受講いただき、支援員として勤務していただくこととなります。

配置基準については、児童が40名に対して放課後児童支援員を2名置くという基準になります。

また、放課後子ども教室については、資格要件はありません。職員の配置については、普通教室程度の広さの場合、安全管理員を3名配

置しています。

委員 学童保育の資格要件は必須か。

事務局 配置上1名は、県の研修を受講した放課後児童支援員が必要となります。もう1名の職員については補助員という形となり、資格が無い中で働いていただき、その後実務経験を経てから県の研修を受講いただくことで支援員の要件を満たすこととなります。

委員 支援員は充足しているのか。

事務局 支援員の確保は非常に苦慮しており、常時広報・HP等で募集を行っている状況です。

委員 朝早くから午後7時までという条件に対し、時給が見合っていないように感じる。

事務局 現在は、午後5時以降に勤務しても同賃金となります。割増も必要ではないかと検討しているところです。

### (3) 平成31年度放課後子ども総合プラン事業計画(案)について

(資料3) PP. 3~4

事務局より説明

質疑

委員 学童保育と放課後子ども教室の児童が合同で参加するとなると、人数が過大となり、会場に入りきらないのではないかと。どのように実施しているかお聞きしたい。

事務局 共通プログラムについては、放課後子ども教室のプログラムに学童保育の児童が参加するという形式で実施しています。基本的には、放課後子ども教室の実施場所へ学童保育の児童が移動します。人数については、現状では1・2年生が主として参加しており、その理由としては、下校時間も早く十分な実施時間を確保することができるためです。

### (4) 放課後子ども総合プラン事業(放課後子ども教室)の新規開室について

(資料4) P. 5

事務局より説明

質疑

委員 外国人保護者や児童への配慮のため、多言語対応した「しおり」などは配備されているか。

事務局 現状においては配備しておりませんので、今後検討していきます。

#### 4. その他

委員 学童保育の申し込み状況について、放課後子ども教室のない古知野北・布袋北小学校だけが、定員超過をしているということだが、場所的な問題で実施できないということであれば、例えば夏休みだけでも放課後子ども教室を開室することは可能か。

事務局 放課後子ども教室を実施する場合、安全管理員の配置が新たに必要となります。現在は年間通してお願いしている状況の中、夏休み期間限定となると、別途対応する安全管理員の配置が必要となりますことから、困難と考えます。

委員 資料1について、4月8日に放課後子ども教室が開室とあるが、その時は弁当持参となるのか。また、学童保育の春休み期間のみ利用について、4月1日から給食開始日前日までが利用期間となっているが、給食開始日は1年生と在校生で相違があるが、具体的な日にちというのは決まっているのか。

事務局 給食の開始日は、新1年生が4月12日、在校生が4月11日となりますので、それまでは放課後子ども教室に参加する場合、弁当持参となります。

学童保育の春休み期間については、1年生が12日から給食開始となることから11日まで利用が可能であり、在校生については、給食開始前日の10日まで利用可能となります。

午後3時20分 閉会